

老令年金受給資格期間早見表

生 年 月 日	昭和47年4月1日における満年齢	受給資格期間	年金額 (月額)
大正5年4月1日 以前に生れた人	55才以上	10年	60,000 (5,000)
〃 5・4・2～大正 6・4・1	54～55才未満	11〃	62,400 (5,200)
〃 6・4・2～ 〃 7・4・1	53～54 〃	12〃	64,800 (5,400)
〃 7・4・2～ 〃 8・4・1	52～53 〃	13〃	67,200 (5,600)
〃 8・4・2～ 〃 9・4・1	51～52 〃	14〃	69,600 (5,800)
〃 9・4・2～ 〃 10・4・1	50～51 〃	15〃	72,000 (6,000)
〃 10・4・2～ 〃 11・4・1	49～50 〃	16〃	74,400 (6,200)
〃 11・4・2～ 〃 12・4・1	48～49 〃	17〃	76,800 (6,400)
〃 12・4・2～ 〃 13・4・1	47～48 〃	18〃	79,200 (6,600)
〃 13・4・2～ 〃 14・4・1	46～47 〃	19〃	81,600 (6,800)
〃 14・4・2～ 〃 15・4・1	45～46 〃	20〃	84,000 (7,000)
〃 15・4・2～ 昭和2・4・1	44～45 〃	21〃	86,400 (7,200)
昭和2・4・2～ 〃 3・4・1	43～44 〃	22〃	88,800 (7,400)
〃 3・4・2～ 〃 4・4・1	42～43 〃	23〃	91,200 (7,600)
〃 4・4・2～ 〃 5・4・1	41～42 〃	24〃	93,600 (7,800)
〃 5・4・2 以降に生れた人	41才 未 満	25〃	保険料納付月数 × 320円

国民年金制度が生れて(ど)があり、いわゆる国民年金、母子年金を受け  
 昭36(4発尾)から早くも十金加入者の生活安定を期す  
 一年目になります。この制ための制度です。またこの  
 度は御承知のように概ね老働ける若いうちに保険料を  
 後の生活をささえる老令年掛ける事になっており、そ  
 金の給付を行なうものです。は二十才から六十才にな  
 が、その外思わぬ傷病事故れは二十才から六十才にな  
 による障害年金又は夫を失るまでです。保険料の納め  
 った妻が子供を養育する場忘れがあるとき将来給付され  
 合に支給される母子年金なる年金額が少なくなったり、  
 十日までに納めて下さい。

納め忘れの保険料、期限は六月三十日

タイヘン!!

あなただけとり残されたら

昭和47年度岩室村保育料徴収金基準額表

◇常設保育所◇

(1) 徴収金基準額表

階 区	層 分	定 義	徴 収 金 額 (月額)
A	階 層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0 円
B	階 層	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	0 円
C	階 層	第 1 前年度分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯	2,100円
		第 2 前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400円
		第 3 前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円以上である世帯	2,800円
D	階 層	第 1 前年分の所得課税額が5,000円未満である世帯	3,200円
		第 2 前年分の所得課税額が5,000円以上20,000円未満である世帯	3,600円
		第 3 前年分の所得課税額が20,000円以上50,000円未満である世帯	4,000円
		第 4 前年分の所得課税額が50,000円以上90,000円未満である世帯	4,300円
		第 5 前年分の所得課税額が90,000円以上である世帯	4,600円

(2) 固定資産税額による附加基準表

定 義	附 加 額
前年度分の固定資産課税額が3,000円以上である世帯	300円
前年度分の固定資産課税額が12,000円以上である世帯	500円
前年度分の固定資産課税額が30,000円以上である世帯	700円

(3) 未満児加算徴収金

3歳未満児である場合	800円
------------	------

(4) 減額徴収基準

同一世帯に2人以上入所児童がある場合いずれか1人につき減額	800円
-------------------------------	------

◇へき地保育所

定 義	徴 収 金
基準額(月額) 入所児童1人につき	1,600円